

Q & A

《 目 次 》

Q 1. 「会社の事業規模を判断する際の売上高及び従業員数の考え方を教えてください。また、従業員には、会社の役員、短期間のアルバイト及び季節雇用の杜氏等は含まれますか。」	19
Q 2. 「『再商品化義務量』については、どのような区分で計算するのですか。」	20
Q 3. 「再商品化義務は、いつまでに果たせばよいのですか。」	21
Q 4. 「アルミ缶、スチール缶、紙パック及び段ボールは、再商品化義務の対象外と聞きましたが、なぜ対象から外れるのですか。また、アルミニウム付きの紙パックの扱いはどうなるのですか。」	21
Q 5. 「酒類製造者等（特定事業者）によって回収される容器の扱いはどうなるのですか。」	21
Q 6. 「輸出品の扱いを教えてください。」	22
Q 7. 「プライベートブランドの扱いについて、具体的に教えてください。」	22
Q 8. 「製びんメーカー等に容器のデザインを指示した場合の扱いを教えてください。」	23
Q 9. 「輸入品の扱いについて、具体的に教えてください。」	23

Q 1. 会社の事業規模を判断する際の売上高及び従業員数の考え方を教えてください。また、従業員には、会社の役員、短期間のアルバイト及び季節雇用の杜氏等は含まれますか。

A 売上高及び従業員数についての考え方は次によります。

【売上高】

特定事業者となるか否かを判断する際の売上高は、その事業者のすべての売上高により判断します。酒類製造業のほか、食料品製造業や酒類販売業等を一つの法人等で兼業して行っている場合は、すべての業種に係る売上高を合算して判断することとなります。

なお、売上高は、消費税及び地方消費税を含めた金額となります。

【従業員数】

1 従業員については、支店等を複数有する場合は全体の人数を合計した事業年度末の従業員数(変動がある場合は、直近の事業年度における最多の従業員の数)で、「常時使用する従業員の数」を判断します。

2 「常時使用する従業員」は、中小企業基本法、労働基準法の解釈に従います。中小企業基本法では、事業主又は法人と雇用関係にある者で、その雇用契約の内容に常勤である旨が積極ないし消極に示されている者とされています。したがって、事実上業務に従事している者であっても、事業主、法人の役員(委任契約に基づく関係となる) 臨時の従業員は含まれません。

の「臨時の従業員」については、労働基準法第21条に規定する「解雇の予告を必要としない者」に該当する者が臨時の従業員であると解釈されます。

したがって、アルバイトであっても2ヵ月を超えて雇用される者、杜氏であっても4ヵ月を超えて雇用される者は、常時使用される従業員に該当することとなります。

労働基準法第21条の規定

イ 日々雇い入れられる者(ただし、1ヵ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)

ロ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(ただし、2ヵ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)

ハ 季節的業務に4ヵ月以内の期間を定めて使用される者(ただし、4ヵ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)

ニ 試の使用期間中の者(ただし、14日を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)

Q 2.「再商品化義務量」については、どのような区分で計算するのですか。

A 特定事業者の再商品化義務量は、容器包装の区分ごと、業種の区分ごとに算定し、それらの量を合算したものととなります。例えば、酒類のほか、清涼飲料、加工食品等も製造しているような場合には、業種の区分ごとに再商品化義務量を算定し、合算することとなります。

再商品化義務量の算定にあたっては、排出見込量を「自主算定方式」又は「簡易算定方式」により行いますが、その際は、容器包装の区分ごと、業種の区分ごとに同一の方法を用いて算定することとなります。

再商品化義務量の算定区分となる「容器包装の区分」及び「業種の区分」を一覧表にすると、次の表のようになります。個々の事業者は、この表のクロスする部分ごとに算定し、それを合算することとなります。

業 種 容器包装の区分	食 料 品 製 造 業	清 涼 飲 料 等 製 造 業	酒 類 製 造 業	油 脂 加 工 製 品 等 製 造 業	医 薬 品 製 造 業	化 粧 品 等 製 造 業	小 売 業
無 色 ガ ラ ス 製 容 器	簡 易		自 主				
茶 色 ガ ラ ス 製 容 器			簡 易				
そ の 他 の 色 の ガ ラ ス 製 容 器			自 主				
ペ ッ ト ボ ト ル							
そ の 他 紙 容 器 包 装							
そ の 他 プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装							

例えば、「無色ガラス製容器・食料品製造業」は「簡易算定方式」、「無色ガラス製容器・酒類製造業」は自主算定方式、(■ の部分) や「茶色ガラス製容器・酒類製造業」は簡易算定方式、「その他の色のガラス製容器・酒類製造業」は自主算定方式 (■ の部分) のような算定方法をとることができます。

なお、例えば「茶色ガラス製容器・酒類製造業」の区分の中で、300m l びんは自主算定方式、720m l びんは簡易算定方式など、同一の容器包装の区分・業種の区分の中において、容器包装の形態ごとに異なった算定方法を用いることはできませんので注意してください。

また、流通業者が 酒類を輸入している場合又は プライベートブランドの製造を委託している場合で容器の素材、構造、自己の商標の使用等について指示をしている場合には、その流通業者が再商品化義務を負うこととなりますが、この場合は、「酒類製造業」の区分により再商品化義務量を計算することとなります。

Q 3. 再商品化義務は、いつまでに果たせばよいのですか。

A 指定法人に再商品化を委託して、再商品化義務を履行しようとする場合（指定法人ルート）は、当該年度の前年度の3月末日までに再商品化契約を締結し、当該年度中に委託料金の支払をしなければなりません。

また、主務大臣の認定を受けて、自ら又は直接、再商品化事業者に委託して再商品化を実施する場合（独自ルート）は、当該年度内に市町村のストックヤードから引き取り、翌年度の6月までに再商品化を行わなければなりません。

Q 4. アルミ缶、スチール缶、紙パック及び段ボールは、再商品化義務の対象外と聞きましたが、なぜ対象から外れるのですか。また、アルミニウム付きの紙パックの扱いはどうなるのですか。

A アルミ缶、スチール缶、切り開いて出された牛乳パック及び段ボールの回収は現在も広く行われており、リサイクルの市場が確立しています。

そのため、これらの容器は、市町村が適正に分別収集を行えば、通常、有償（又は無償）で引き取られてリサイクルされ、廃棄物とならないことから、再商品化義務の対象から除かれています。

なお、酒類でも使用されているアルミニウム付きの紙パックは、牛乳パックとは異なり有償（又は無償）で引き取られてリサイクルされていないことから、再商品化義務の対象となります。

Q 5. 酒類製造者等（特定事業者）によって回収される容器の扱いはどうなるのですか。

A 容器包装リサイクル法で事業者の再商品化義務の対象となるものは、一般家庭から排出され、市町村によって分別収集されるものです。

酒類をはじめ、酒販店等の回収ルートを通じて回収される容器は、再商品化義務の対象とならず、再商品化義務量の計算に当たっては、自社の容器利用量（排出見込量）から控除することになります。

また、容器包装を回収する場合、その回収の方法が一定の回収率（おおむね90%）を達成するために適切なものである旨の主務大臣の認定（自主回収の認定）を受けた場合、その認定を受けた容器包装については、特定事業者の再商品化義務量の算定対象から除くこととされています。

Q6 . 輸出品の扱いを教えてください。

A 輸出品については、日本国内で廃棄物として排出されるものではないので再商品化義務の対象とはなりません。

輸出品に係る容器包装の量は、特定事業者が再商品化義務量算出の際に控除することとなります。

Q7 . プライベートブランドの扱いについて、具体的に教えてください。

A 容器包装リサイクル法では、原則として、特定容器利用事業者（又は特定包装利用事業者）として再商品化義務を負うのは、容器包装を「用いる」者とされており、「用いる」とは、その販売する商品を容器に入れ、又は包装で包む行為をいいます。

しかし、実際に容器に入れる（詰める）行為を行っていても、他者からの委託を受けて行った場合で、容器の提供を受けたり、使用する容器の仕様等について指示を受けた場合には、実質的に容器を選択・使用しているのは委託者であると考えられ、委託者が再商品化義務を負うべきであると考えられます。

そこで、次のような場合には、委託者を、特定容器利用事業者（又は特定包装利用事業者）として、委託者が再商品化義務を負うこととされています。

1 . 利用に関する委託

商品の容器への充てんや包装のみを委託する場合（充てん委託）その委託者が特定容器（又は特定包装）利用事業者となります。酒類業では、具体的には単なる充てん委託をいい、酒類製造業者がびん詰を他の酒類製造業者や、共同びん詰め場に委託する場合があります。

商品やその容器・包装材の素材、構造、自己の商標の使用等（以下「自己の商標の使用等」といいます。）を指示した場合やそれらの販売・輸入の委託をした場合、その容器包装の自己の商標の使用等を指示した委託者が特定容器（又は特定包装）利用事業者となり、指示しない場合は受託者が特定容器利用事業者（又は特定包装利用事業者）となります。酒類業では、酒類販売業者等がプライベートブランドを酒類製造業者に製造委託し、その際に自己の商標の使用等を指示している場合があります。

2 . 製造等に関する委託

特定容器利用事業者以外の者が、自己の商標の使用等を指示し、容器包装の製造又は輸入の委託をした場合、その委託者が特定容器製造等事業者となります。

特定容器利用事業者が容器包装の製造や輸入の委託をした場合には、自己の商標の使用等を指示した場合であっても、その受託者が特定容器製造等事業者となります。

Q8 . 製びんメーカー等に容器のデザインを指示した場合の扱いを教えてください。

A 容器包装リサイクル法上では、容器の製造に関して委託者から、その素材、構造、自己の商標の使用等に関する指示があった場合には、委託者が容器利用事業者の場合は受託者が、委託者が容器利用事業者以外の場合は委託者が特定容器製造等事業者として再商品化義務者となります。

したがって、中身メーカーが自社の商品の容器のデザイン等を製びんメーカー等の容器メーカーに指示をしていますが、特定容器製造等事業者として再商品化義務を負うことはありません。

Q9 . 輸入品の扱いについて、具体的に教えてください。

A 容器に入った酒類などの商品の輸入を行っている事業者は自ら容器を製造したり、商品を容器に詰めたりしている訳ではありませんが、輸入された商品に係る容器包装が廃棄物となることは国内品と同様です。

そこで、輸入した事業者は、国内の容器製造事業者（容器メーカー）と同様の立場であるため特定容器製造等事業者として再商品化義務を負うほか、国内の容器利用事業者（中身メーカー）と同様の立場であるため特定容器利用事業者としての再商品化義務も負うことになります。